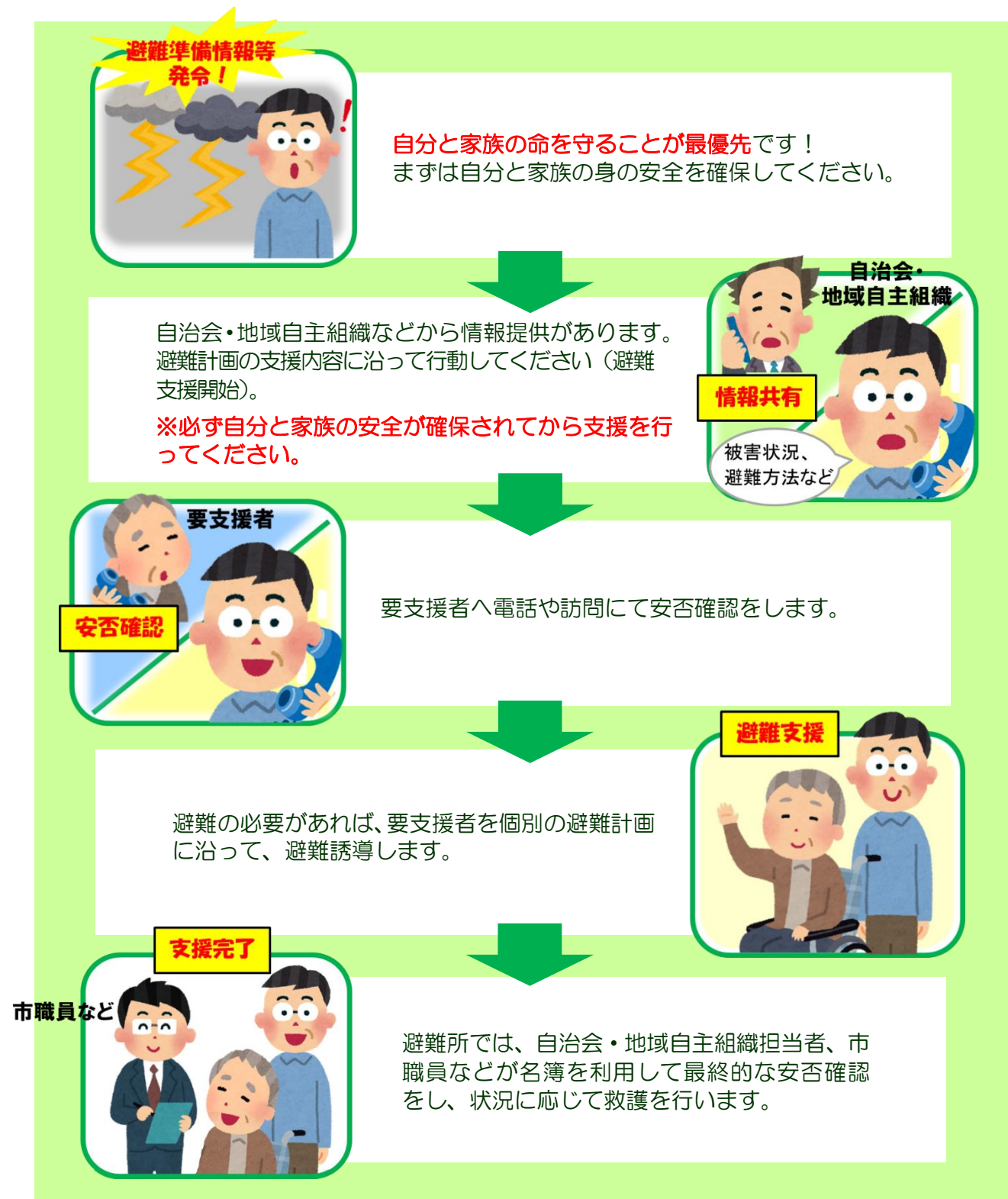


支援者の役割 ②【災害時支援の流れ】

災害発生時は、要支援者一人ひとりにあわせて作成した個別の避難計画に沿って、避難支援を行います。



お問い合わせはお気軽に

■健康福祉部健康福祉総務課	☎ (0854) 40-1041	■加茂総合センター保健福祉課	☎ (0854) 49-8612
■大東総合センター保健福祉課	☎ (0854) 43-6142	■三刀屋総合センター保健福祉課	☎ (0854) 45-9501
■木次総合センター保健福祉課	☎ (0854) 40-1083	■掛合総合センター保健福祉課	☎ (0854) 62-0056
■吉田総合センター保健福祉課	☎ (0854) 74-0215		

避難支援を
する方へ

地域の皆さんの命を守るための制度です

避難行動要支援者の避難支援制度



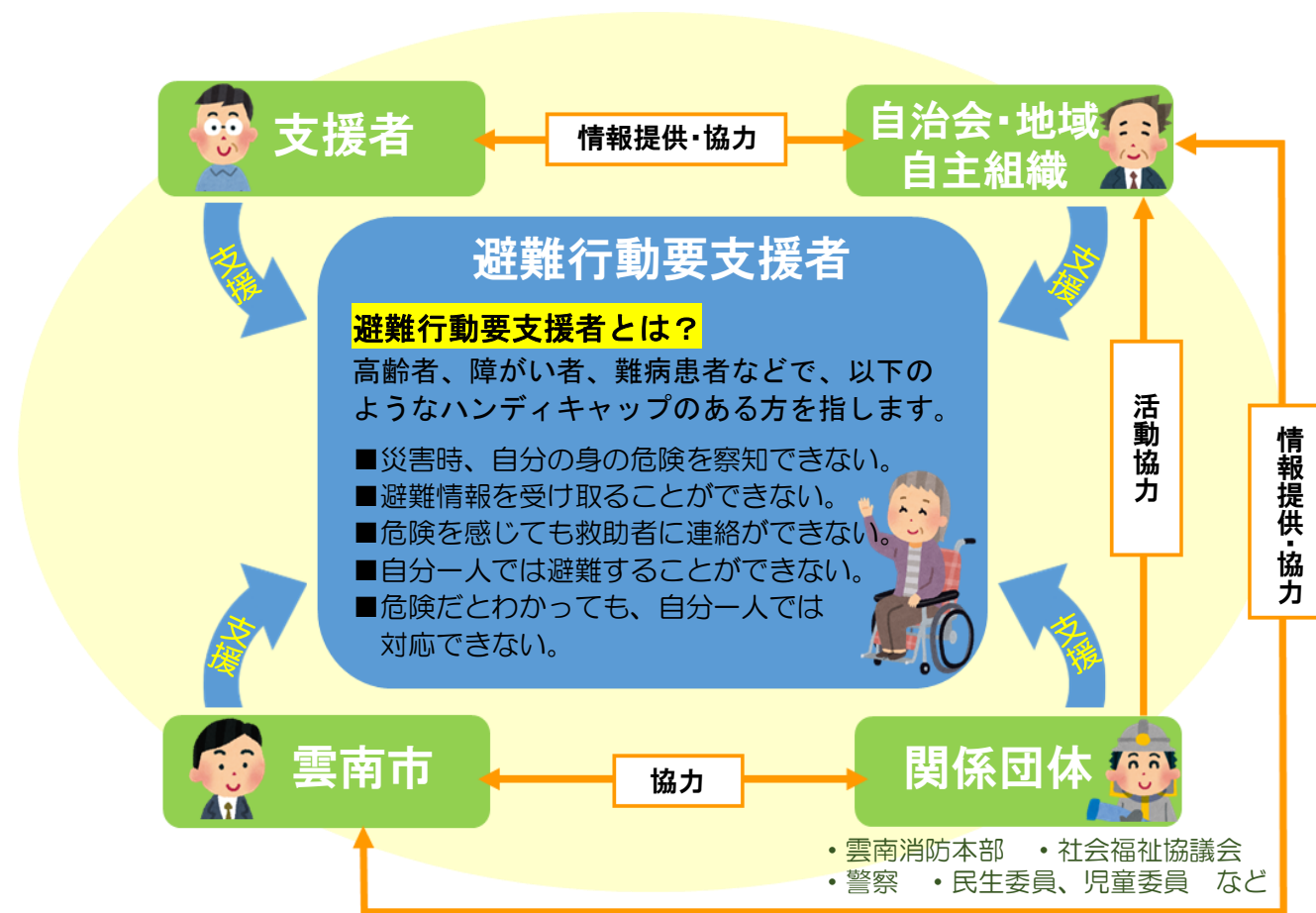
「避難行動要支援者の避難支援制度」とは

「避難行動要支援者の避難支援制度」とは、障がいがあったり、お年寄りのひとり暮らしだったり、もしものときに自分ひとりでは避難ができない方（＝要支援者）の命を守るための制度です。

計画のしくみ

平常時・災害時を通じた支援を

地域一体となった支援体制



支援の対象者とは

避難行動要支援者名簿

避難計画について

避難支援のあり方

大規模な災害が発生した場合は、避難支援者も被災する可能性があります。そのような場合は、まず支援者自身とその家族の安全確保が最優先であり、「支援活動には義務や責任がともなうものではない」ということをご理解ください。

災害発生時に速やかに対応するためには、普段から避難行動要支援者とコミュニケーションをとることが必要です。できる範囲で日常的に「声かけ」「見守り」「災害時の対応確認」を行ってください。

